

基安化発第 0309001 号 平成 16 年 3 月 9 日

都道府県労働局労働基準部 労働衛生主務課長 殿

> 厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質調査課長

「合板、集成材及び繊維板等の職域内ホルムアルデヒドに 係る労働衛生対策マニュアル」の送付について

職域におけるシックハウス対策については、「職域における屋内空気中のホルムアルデヒド濃度低減のためのガイドライン」(平成14年3月15日付け基発第0315002号)を策定し、その周知にご尽力いただいているところであるが、今般、当該ガイドラインに基づき、ホルムアルデヒドを取り扱う作業場における着実なホルムアルデヒド濃度の低減を図るため、合板、集成材、繊維板等製造業を対象とした濃度低減のための標記マニュアルを作成したので、当該業種の事業場への指導等において活用されたい。

# 合板、集成材及び繊維板等の職域内 ホルムアルデヒドに係る労働衛生対策マニュアル

平成15年3月

中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター

### はじめに

近年、住宅に使用される建材等から発散するホルムアルデヒド等の化学物質に室内空気が汚染されること等により、目、鼻、のど等への刺激、頭痛等の多様な症状が生じる、いわゆる「シックハウス症候群」が問題になっている。

職域においても、化学物質が広範に使用されていること等から、厚生労働省では、職域におけるホルムアルデヒドの濃度の低減、ホルムアルデヒドによる労働者の健康リスクの低減を図るため、職域における屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度の指針値及び事業者が講ずべき具体的措置に関するガイドラインを策定し、普及・啓発に努めている。

このマニュアルは、事業場において具体的な労働衛生対策を推進するために役立つことを念願し、本年度は、合板、集成材、繊維板等の特定業界に焦点を合わせて作成した。合板、集成材、繊維板等の特定業界は勿論、関連する業界の労働衛生対策のマニュアルとして活用されることを願う。

合板、集成材、繊維板等製造工場におけるホルムアルデヒド労働衛生対策 マニュアル作成部会委員

### <委員>

荒木五郎(日本合板工業組合連合会;(株)オーシカ取締役)

石井達男(日本合成樹脂工業協会;日本化成(株)技術開発センター部長)

◎岩崎 毅(興研(株)労働衛生コンサルタント事務所)

高島正俊(高島労働安全衛生コンサルタント事務所)

趙 川(合板工業組合連合会主事)

永井健二(林業・木材製造業労働災害防止協会安全管理士)

丸 剛(日本集成材工業協同組合;奈良県集成材加工協同組合顧問)

山崎和彦(日本繊維板工業会業務部長)

# <厚生労働省>

松下高志(厚生労働省安全衛生部化学物質調査課有害性調査機関査察官) 塚本勝利(厚生労働省安全衛生部化学物質調査課課長補佐)

## <中災防>

工藤光弘 (労働衛生調査分析センター副所長)

山田 周 (労働衛生調査分析センター技術開発課課長)

水沼一典(労働衛生調査分析センター技術開発課課長補佐)

相羽洋子(労働衛生調査分析センター技術開発課課長補佐)

<注> ◎;部会長

# <目 次> (はじめに)

117	13	ᄊ	17	١
(は	・レ	αj	( ←	j

	第1章 製造工程及び作業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1. 合板の製造工程及び作業内容
	2. 集成材及び化粧ばり集成材の製造工程及び作業内容・・・・・・・2
	3. 繊維板等の製造工程及び作業内容・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	第2章 主要製品の規格及び用途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	1. 合板
	2. 集成材・・・・・・・・・・ 8
	3. 繊維板等······10
	第3章 作業環境中ホルムアルデヒドの測定法・・・・・・・・・・・・・・13
	1. 管理すべき濃度13
	2.デザイン・サンプリングの方法13
	3.ホルムアルデヒドの測定法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	4. 評価
	第4章 職域内ホルムアルデヒドの労働衛生対策・・・・・・・・・・・・19
	1. 代替接着剤の種類、用途及び今後の方向性
	2. 労働衛生対策の基本(総論)・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	3. 業種ごとの製造工程又は作業の濃度低減対策及び改善事例 28
	3.1 合板製造業28
	3.2 集成材製造業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3.3 繊維板等製造業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3.4 考察78
	4. 呼吸用保護具79
	第5章 ホルムアルデヒドの労働衛生対策に関するQ&A・・・・・・88
	第6章 関係法令、関係通達等92
< j	資料集>
	・相談窓口一覧表・・・・・・・・・・・13!